



# マイナ保険証について



2024年12月2日以降、健康保険証が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する予定です。

今回はマイナ保険証についての情報をまとめてみました。マイナ保険証についてよく知ったうえで、医療機関・薬局等を受診する際にはマイナ保険証をぜひ利用してみてください。

## マイナ保険証とは？

マイナ保険証とは、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのことで、マイナ保険証を使って医療機関・薬局等を受診することができます。

医療機関・薬局等で、顔認証付きカードリーダーにマイナ保険証を置き、画面の案内に沿って操作することで簡単に本人確認ができます。



## マイナ保険証のメリットは？

- データの提供に同意した場合、特定健診の結果や薬の処方歴が医療機関・薬局等でも共有されるため、総合的な診断やより適切な処方を受けることができます。
- 過去の診療やお薬情報等のデータが保存されて、緊急時や災害時でも安心です。
- 就職・転職・引っ越ししても、そのままマイナ保険証を利用することができます。
- 限度額認定証の手続きなしで、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
- その他、ご自身の医療情報を確認できたり、確定申告の医療費控除が簡単になる機能もあります。
- マイナンバーカード機能をスマートフォンへ搭載することで、カードの持ち歩きが不要になります。(2025年4月頃から開始予定)

## 健康保険証として利用登録するには？

マイナンバーカードを持参し、医療機関・薬局等の顔認証付きカードリーダーを使って利用登録ができます。また、ご自身のスマートフォンなどを使用したマイナポータルや市町村の窓口、セブン銀行のATMからも事前に利用登録が可能です。

## 本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合は？

ちいさな子ども等、本人が窓口で本人確認を行うことが難しい場合には、親等の代理人が当人のマイナンバーカードをカードリーダーに置き、暗証番号を入力することで、本人確認することができます。

## マイナ保険証に対応した医療機関・薬局等

厚生労働省のホームページで、マイナ保険証に対応している医療機関・薬局等のリストを公開しています。

また、「マイナ受付」のステッカーやポスターが貼ってある医療機関・薬局等でマイナ保険証は利用することができます。



### 【参考文献・資料】

- ・厚生労働省 HP  
[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/mainahokensho/campaign2024/index.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/mainahokensho/campaign2024/index.html)
- [https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16745.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html)
- ・マイナポータル HP  
[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyuu\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyuu_top.html)